

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

26 April 2024

「グローバル・プライベートM&A ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 93

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 93 となる本号では、アフリカ大陸自由貿易圏投資議定書—持続可能な貿易と投資の新時代の幕開け、英国 2024 年春季予算案を発表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 豪州

オーストラリア：外国公務員に対する贈賄防止の懈怠に関する企業犯罪を導入する法改正

2. 米州

米国：下院歳入委員会の租税小委員会が、経済協力開発機構（OECD）の包括的枠組み第1の柱プロジェクトに関する公聴会を開催

3. 欧州

英国：2024 年春季予算案を発表

4. アフリカ

アフリカ：アフリカ大陸自由貿易圏投資議定書—持続可能な貿易と投資の新時代の幕開け

5. ESG / Sustainability

EU：欧州理事会、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通、EU 域外への輸出を禁止する規則案を承認

EU：企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令に基づくデューデリジェンス義務

「2024年国際紛争展望（英語）」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、企業は様々な課題に向けて準備を進めています。第7版となる本年次報告書では、紛争傾向の詳細な分析に加え、セクター・地域別の動向を分析します。大企業600社以上の社内弁護士によると、ESGや雇用リスクが最大の懸念事項として挙げられ、世界的な紛争は今後も増加傾向であるとの見方が示されています。今年一年の備えとなれば幸いです。

画像をクリックしてご覧ください。



1. 豪州

オーストラリア

外国公務員に対する贈賄防止の懈怠に関する企業犯罪を導入する法改正

概要

オーストラリア政府は、長年にわたる審議の末、外国公務員に対する贈賄の防止を怠ったことを企業犯罪とする 2023 年刑法改正法案（Combating Foreign Bribery）（以下、「法案」という）を可決した。

この犯罪は、企業の関係者（associate）が、企業の利益または利得のために外国公務員に対して贈賄を行った場合に適用される。企業は、その関係者による贈賄を防止するための「適切な手続（adequate procedures）」を実施していることを立証できない限り、責任を負うことになる。この法案では、関係者となりうる者を幅広く定義しており、企業の役員、従業員、代理人、請負業者、企業のためにサービスを提供する者、さらに企業が支配する子会社やその他の事業体が含まれる。

この新しい企業犯罪は、英国、マレーシア、スペインなど他の法域で適用されている贈賄防止の懈怠に関する規定と類似している。各法域において、企業が抗弁を主張するために必要なことに関して独自の指針が定められているが、各国の指針に共通する要素はリスクアセスメントの必要性である。リスクアセスメントがなければ、企業は、自社を保護し、リソースの配分における優先順位を決定するためにどのような手続を導入すべきかを検討することが困難となる。また、英国では最近、従業員や会社のために行動する代理人による詐欺行為を防止しないことに対する同様の企業犯罪が導入されたが、リスクアセスメントは、これらのリスクを軽減するためにどのような対策を講じることができるかを判断するためにも利用できる。

オーストラリアにおける今回の法案は、外国公務員に対する贈賄にのみ適用されるが、企業が贈賄や汚職に関与した場合、多額の罰金や風評被害に直面することを考えると、オーストラリアの公務員に対する贈賄や私人への贈賄のリスクに関しても、同様のアプローチを検討する必要がある。本法案はまた、他の法域のように執行事例が増加することを目指し、外国贈収賄の訴追をより容易にするために外国贈賄罪に多くの変更を加えている。

推奨される措置

外国公務員贈賄の防止の懈怠に関する新たな企業犯罪は、法案が承認されてから 6 か月後に施行されることになっており、オーストラリア企業は、社内のコンプライアンス体制を見直し、外国公務員贈賄の防止に効果的な「適切な手続」が実施されていることを確認するための猶予期間を持つことになる。

同法案はまた、関係者が公務員に賄賂を贈ることを防止するために企業がとるべき措置について、司法長官が公表する指針についても言及している。前のバージョンの法案に関する指針案が公表（Draft guidance on adequate procedures to prevent the commission of foreign bribery | Attorney-General's Department (ag.gov.au)）されているが、今後内容が更新されるものと考えられる。

司法長官から公表される指針は、英国贈収賄禁止法に基づく「適切な手続」に関し英国で公表された指針、マレーシアにおける指針、刑事責任を回避す

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



るために企業にコンプライアンス・プログラムを要求するスペインの指針に類似したものになると予想される。

多くの企業が贈収賄及び汚職防止方針を定めているものの、方針だけでは企業が「適切な手続」を行っていたことを立証するには不十分であり、よりカスタマイズされた包括的なアプローチが必要である。例えば、スペインの検察当局により発行された指針では、既存のコンプライアンス・プログラムは刑事訴追に対する有効な抗弁とはみなされないこと、また、企業が従業員や代理人に署名を求めることがあるコンプライアンス証明書は、それ自体がコンプライアンスの証拠とはならないことが明確にされている。

したがって、企業はリスクを生じさせる可能性のある自社事業の特性を考慮し、新しい法律によってテストされるのを待つのではなく、リスクアセスメントを通じて贈収賄防止の枠組みを自らテストすることを検討する必要がある。リスクアセスメントは、英国、マレーシア、スペインの指針で言及されている重要な要素であり、マレーシアの指針では、包括的なリスクアセスメントを3年ごとに実施し、必要に応じて断続的にアセスメントを行うことを推奨しており、リスクアセスメントの一環として考慮すべき分野を定めている。

包括的なリスクアセスメントを行うことにより、企業は贈収賄防止に関する方針と手続を定める際に労力を集中することができ、リスクを軽減するためにどこにリソースを割り当てるべきかを決定することができる。リスクアセスメントは机上で行うこともできるが、コンプライアンスチームや法務チームだけでコンプライアンスプログラムを作成するよりも、ビジネスの第一線に携わる担当者に質問する方が、リスク領域や適切な緩和策を特定できる可能性が高くなる。一旦リスクアセスメントが実施されれば、企業は、デューデリジェンス、トレーニング、モニタリング、レビューなどの同様の制度を導入している他の法域の指針に記載されている要素を含んだ適切な手続を検討することができる。

リスクアセスメントにおいては、以下の事項を検討する必要がある。

- ガバナンスの枠組みや内部統制システム及び手続の脆弱性から生じる汚職、賄賂、詐欺の機会
- 汚職に関する支払いを防止するために実施された経理・財務面の管理の有効性
- 腐敗リスクの高い国またはセクターにおける事業活動
- 会社のために行動する請負業者、代理人、その他の外部関係者による法令及び規制の遵守状況。これには、例えば、贈収賄防止法を遵守していることを確認するために、外部当事者との契約に従って監査権を行使することが含まれる
- 外国政府、外国公務員、外国国営事業体との取引など、会社が高度の汚職リスクにさらされる第三者との関係

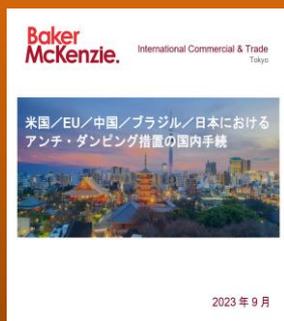
[最初のページに戻る](#)

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



2. 米州

米国

下院歳入委員会の租税小委員会が、経済協力開発機構（OECD）の包括的枠組み第1の柱プロジェクトに関する公聴会を開催

概略

2024年3月7日、下院歳入委員会の租税小委員会は、経済協力開発機構（OECD）の包括的枠組み第1の柱プロジェクトに関する公聴会を開催した。この公聴会は、第1の柱の利益A実施に向けた多国間条約¹（以下、「MLC」：Multilateral Convention）の草案及び利益Bの最終報告書²の発表以来、第1の柱のみに特化した最初の公聴会となった。

公聴会には、情報技術産業協議会（ITI：Information Technology Industry Council）の政策・税務・貿易担当シニア・ディレクターである Megan Funkhouser、米国国際ビジネス協議会（USCIB：United States Council for International Business）の国際税務顧問シニアバイスプレジデントである Rick Minor、ベーカーマッケンジーパロアルトオフィスのパートナーである Gary Sprague、米国のシンクタンクである Tax Foundation の社長兼 CEO である Daniel Bunn の四人の証人が出席した³。

デジタルサービス税の撤廃と防止、貿易戦争

租税小委員会の委員は、共和党議員であるか民主党議員であるかを問わず、差別的なデジタルサービス税（DST）やその他の片務的措置を撤廃し、国際租税の枠組みにおける確実性と安定性を回復するという第1の柱プロジェクトの基本的な趣旨の重要性を認めた。しかし、何人かの委員は、現行の MLC 草案が DST を適切に撤廃し、将来的に追加的な措置が制定されるのを防ぐことができるかについて疑問を呈した。

例えば、Daniel Bunn は、現行の MLC は一部の DST にしか適用されず、新たな差別的措置の制定を防げない可能性があるとして説明した。ITI の Megan Funkhouser は、欧州における DST が、より広範に適用されるよう進化していることを指摘した。また、USCIB の Rick Minor は、DST の定義からは、税制以外の理由で課されるものが除かれており、重大な抜け穴を作り出していると指摘した。同氏は、将来起こりうる一方的で差別的な措置を禁止する、より「堅固な」定義を作るために、米国がこの種の例外規定の撤廃を提唱するよう推奨した。

DST を排除するための代替手段があるかという小委員会のメンバーの質問に対し、証人は、MLC のような多国間協定によらないのであれば、DST を完全に排除することは難しいと指摘した。そして、証人は、米国が OECD での交渉に関与し続ける主な理由として、DST やその他の課税措置が、今後間違いなく拡がり、貿易戦争につながるリスクがある点を挙げ、ほとんどの小委員会委員はこれに同意した。

委員の一人は、カナダが現在検討中の DST について、米国が DST を制定した他の国・地域に対して報復をしていないことから、カナダは DST 制定を進めることができると考えていると指摘した。これは、米国が 2021 年にオー

¹ International tax reform: Multilateral Convention to Implement Amount A of Pillar One - OECD

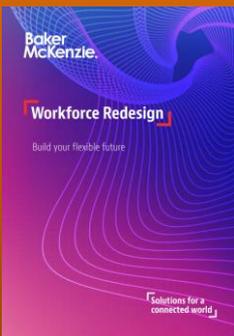
² Pillar One - Amount B: Inclusive Framework on BEPS | en | OECD

³ 各証人の証言内容は右のリンク参照。Tax Subcommittee Hearing on OECD Pillar 1: Ensuring the Biden Administration Puts Americans First - House Committee on Ways and Means

「Workforce Redesign」ガイドのお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ベーカー・マッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ストリア、フランス、イタリア、スペイン、英国との間で、報復関税を一時停止する協定を締結したことに言及したものである（なお、この協定は最近、2024年6月まで延長された⁴）。これに対し Megan Funkhouser は、カナダの DST は米通商代表部が差別的と認定したフランスの DST をモデルにしており、そのような DST 制定を進めることは難しいと説明した。同氏は、カナダが DST 制定を推進することは、他国にも同様の行動を促す可能性があり、また、第1の柱プロジェクトの交渉プロセスを妨げるとも指摘した。

利益 B の欠陥

ベーカー・マッケンジーの Gary Sprague は冒頭陳述で、第1の柱のうち利益 B に言及した。同氏は、この制度の適用範囲が狭いため、DST の対象である企業（すなわち大手ハイテク企業）は、利益 B の確実性及び簡易さを享受できないと指摘した。同氏はまた、ニュージーランドが利益 B の採用を見送るなど、利益 B の導入は任意であるため、利益 B から期待される予測可能性と確実性が低下すると指摘した。また、同氏は利益 B に追加的な質的スコーピング規制を含めることに警告を発した。

同氏は、米国に対し、利益 B に関する交渉を継続すること、特に利益 B の適用範囲を拡大させること、又は OECD から、将来、利益 B の適用範囲にデジタル財・サービスを含めることを検討する確約を得ることを勧めた。他の参考人もこの勧告を支持した。同氏は、MLC がない場合、権限ある当局間の協定を通じて、二国間または多国間ベースで利益 B を拡大することができると勧告した。

利益 A に関する質問

ある委員は、利益 A の計算式において経費を控除できるか、10%の営業利益基準額の運用、管轄地域間で資産を移動させることによって計算が操作できるか質問した。証人は、利益 A の計算は納税者のグローバルな利益プールに基づいており、資産の移動は特定の法域で発生する所得や、利益 A の二重課税を解消する義務についての法域間の配分に影響を与えるが、納税者全体の利益 A の所得には影響を与えないと説示した。また、利益 A が AI の台頭のような潜在的な経済の混乱を考慮したものであるかどうかについても質問がされ、Gary Sprague は、AI は、現在の知的財産と同様に、関連する知的財産が配分可能なプールに利益をもたらすため、各国間の利益 A の配分に必ずしも影響を与えないはずであると説明した。

第1の柱の枠組みにおける納税者情報の秘密保持について、懸念を表明する委員もいた。かかる委員は、同枠組における、第1の柱に特化した申告及び納税のプロセスにおいて、税務当局間での納税者情報の共有に対する制限が含まれているかどうかを疑問視した。Rick Minor 氏は、これは正当な懸念であり、この点に関して、秘密保持違反防止に実効性を持たせられるよう、第1の柱の規定を強化する必要があると述べた。

最後に、米国が第1の柱から手を引くべきかという質問に対して、証人全員が関与の継続を支持した。

米国の MLC 批准に対する公聴会の影響

多くの委員は、財務省との調整不足を挙げ、第1の柱とその詳細についてはまだよく分かっていないと指摘した。しかし、多くの委員は、米国にとってより良い取引を交渉するよう財務省やバイデン政権に圧力をかけるため、第

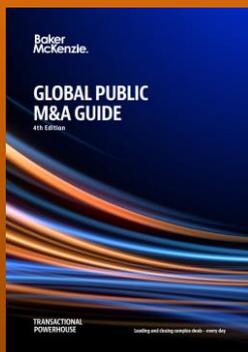
⁴ Updated Joint Statement from the United States and Türkiye Regarding a Compromise on a Transitional Approach to Existing Unilateral Measures During the Interim Period Before Pillar 1 is in Effect | U.S. Department of the Treasury

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



1の柱の詳細をさらに掘り下げたいと表明した。これは、第1の柱に関する交渉の最終段階における米国のアプローチに影響を与える可能性がある。

公聴会終了後、Jason Smith 下院財務委員会委員長と Mike Crapo 上院財務委員会委員長は、第1の柱及び現在の MLC 草案に反対する共同声明⁵を発表した。発表では、「米国両議院租税委員会の分析は、政権が現行案の MLC に署名すべきでない十分な理由を示している」とし、「米国企業を標的にした差別的な DST には反対だが、米国の歳入を減らし、わが国の課税権を損ない、グローバル市場で米国企業を後押しする安定性を提供できない協定を受け入れることで、DST を課す外国の悪行に報いるべきではない」と述べている。声明では、バイデン政権が MLC について更に交渉し、「議会としっかり協議」するよう勧告することで締めくくられている。

仮に米国が今年中に MLC に署名したとしても、議会在今年中に批准手続を開始したり、国内における実施法を検討したりする可能性は依然として低い。今回の公聴会の開催は議会の関心が高まっていることを示すものではあるものの、多くの政治的要求が競合し、選挙の年というプレッシャーもあるため、主要な国際課税問題について迅速に行動を起こすことは不可能である。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

英国

2024 年春季予算案を発表⁶

2024 年 3 月 6 日、ジェレミー・ハント首相は 2024 年春季予算案を発表した。英国の総選挙が迫る中、この予算は長期的な成長のための予算と銘打たれ、減税、公共サービスの向上、投資の拡大を目指すものであった。

以下に記載したほか、英国に居住しない個人に対する送金ベースの課税を廃止し、より簡素な居住地ベースの制度に置き換える政府方針が注目された（詳細は[こちら](#)）。

減価償却

首相は、英国の減価償却制度に最近加えられた変更について、潜在的な投資家に注意を促した。「即時償却制度」は昨年の春季予算で導入されたもので、新しい工場や機械の設置にかかる支出に対して、初年度に 100%（若しくは 50%）の引当金を計上することのできる制度である。当初は 2026 年 4 月までの暫定的な措置であったが、企業投資を刺激する目的で、2023 年秋の声明で恒久化された。現状対象外であるリース資産にも制度を拡大することが発表されている。

クリエイティブ産業に対する優遇

政府は、今後 5 年間で 10 億ポンド以上の税額控除の追加が見込まれるパッケージを発表した。英国の映画産業が国際的な競争力を維持し、その潜在能力を最大限に発揮できるよう、政府は、対象となる映画制作費に対する英国独立映画税額控除を導入し、映画及びハイエンド TV の視覚効果費用に対する控除率を引き上げる（視覚効果費用の対象となる支出に対する上限を撤廃する）。2024 年 4 月 1 日以降に主な撮影を開始する映画について、同日以降に発生した支出に適用され、2025 年 4 月 1 日から申請できる。さらに、英国

⁵ Smith, Crapo: Biden Administration Should Negotiate a Better Global Tax Deal for America - House Committee on Ways and Means

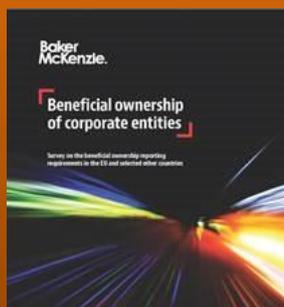
⁶ 本稿は、ベーカーマッケンジーロンドン事務所の News Alert を抄訳したものである。より詳細については、当該 News Alert を参照されたい。

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



首相は、イングランドの対象映画スタジオに対し、2034年まで事業税率を40%減額すると発表した。これは、2024年4月1日から適用される。

2025年4月1日以降、シアター減税、オーケストラ減税、博物館・美術館減税の税率が恒久化される。

不動産

印紙税（Stamp Duty Land Tax、以下、「SDLT」）関連では、主に集合住宅減税（Multiple Dwellings Relief、以下、「MDR」）に関する発表があった。MDRは本来、住宅用不動産と民間賃貸セクターへの投資支援を目的としていたが、外部評価の結果、これらの目的に合致していないことが判明し、2024年6月1日より廃止されることが発表された。2024年3月6日以前に契約が交わされた不動産取引は、その完了時期にかかわらず引き続き軽減措置の恩恵を受ける。政府は現時点で、混合不動産購入に関するSDLTルールの変更を行わないことを決定した。

加えて、2024年3月6日以降、イングランドと北アイルランドの社会的住宅の登録供給者は、公的補助金で不動産を購入する場合、SDLTの支払いが免除され、公的機関は、50万ポンドを超える英国の住宅用不動産を購入する場合、SDLTの15%の税率が免除される。スコットランドとウェールズではそれぞれ別の土地取引税が課されるため、この措置は適用されない。

セカンドハウス、賃貸用不動産、その他個人住宅減税の恩恵を受けることができない住宅用不動産の売却を奨励するため、住宅用不動産売却に対するキャピタルゲイン税の高い方の税率が28%から24%に引き下げられる。低い方の税率は18%で据え置かれ、個人住宅減税はメイン住宅の売却に引き続き適用される。

政府はまた、2025年4月6日から家具付貸別荘税制を廃止し、短期家具付貸別荘の貸主を、居住用物件を長期入居者に貸す貸主と比べて優遇していた税制措置を撤廃する。

付加価値税

政府は、税務情報の提出遅延、納税遅延に対する罰則制度の改革及び歳入関税庁（HMRC）利息の調整を行うと発表した。この改正は、2024年春季財政法案の裁可を経て、2023年1月1日から適用される。

長年にわたり据え置かれてきた、付加価値税登録基準額が、2024年4月1日から、85,000ポンドから90,000ポンドに引き上げられる（登録解除基準額は88,000ポンドに引き上げられる）。

今回、付加価値税の小売輸出向け免税制度の再導入は見送られた。しかし、政府は、再検討の姿勢を見せており、今後の動向を注視する必要がある。

エネルギー及び環境

政府はエネルギー利益税を1年延長し、2029年3月31日までとする。また、2023年12月には、2027年1月1日から炭素国境調整メカニズム（以下、「CBAM」）を導入することが確認された。これはアルミ、セメント、セラミックス、肥料、ガラス、水素、鉄鋼セクターの輸入関連商品に適用される。CBAMの詳細は2024年後半に協議される。

株式に係る印紙税

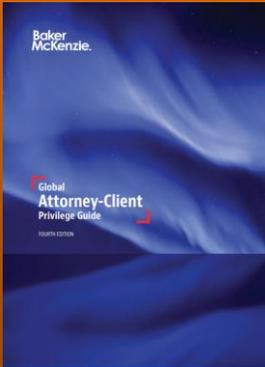
注目すべきは、2023年6月に協議が終了した株式に係る印紙税の近代化に関する改正がなかったことである。しかし、予算と同時にHMRCは株式に係る

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



印紙税マニュアルの様々なページを更新し、2024年財政法で法制化された1.5%の課徴金と成長市場免除に関する法改正を反映させた。

その他

昨年の協議に続き、2024年4月1日以降に開始する会計期間から、（現行の研究開発費控除をモデルとした）統合された研究開発減税制度を導入するための法律が、このほど2024年財政法により制定された。HMRCは、研究開発減税制度をより効果的に運用するため、専門家諮問委員会を設置すると発表した。

新たな積立投資家ファンド（Reserved Investor Fund、以下「RIF」）税制の範囲と設計に関する諮問について、回答の概要が発表された。RIFは、既存の公認契約スキームよりも低コストで柔軟性の高い、英国ベースの非公認契約スキームに対する業界の需要に応えることで、英国の既存ファンド制度を補完・強化することを目的としている。RIFはプロ投資家や機関投資家に門戸を開き、特に商業用不動産への投資に魅力的となることが予想される。政府は2024年春の財政法案でこの法制化を開始する予定である。

2023年11月に英国が（他の48か国とともに）経済協力開発機構（OECD）の暗号資産報告フレームワークと共通報告基準の改正を2027年に実施すると発表したことを受け、政府はその最善の方法について意見を求める協議を開始した。協議は2024年5月29日に締め切られる。

今後も税務管理・維持の日（Tax Administration and Maintenance Day）などを通じて、租税政策の立案や英国税制の管理・維持・改革に関連するその他の提案の詳細が発表されることが期待される。

[最初のページに戻る](#)

4. アフリカ

アフリカ

アフリカ大陸自由貿易圏投資議定書—持続可能な貿易と投資の新時代の幕開け

概略

アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）は、今後10年間でアフリカ域内貿易を81%以上押し上げると期待されている。このような利点が確実に得られるよう、持続可能な投資を促進し、アフリカ連合加盟国間の政策や規制を調和させるための議定書が数多く策定されており、その中には投資に関する議定書も含まれている。投資議定書は、アフリカ大陸の新たな自由貿易圏における資金調達と投資を促進するための明確なガイドラインと原則を提供するものである。貿易金融はアフリカにおける国境を越えた投資の重要な担い手であると考えられており、投資議定書は、アフリカの貿易金融の需要を満たす上でますます重要になっている開発金融機関が、そのような投資をよりシームレスに支援できるよう後押しするものでもある。

詳細

AfCFTAは、2035年までにアフリカの貿易収入を4,500億米ドル増加させ、アフリカ域内貿易を81%以上押し上げると予測されている。2021年にAfCFTAによる貿易が開始されて以来、アフリカ諸国は経済の多様化、生産

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマックケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



能力の向上、アフリカで生産される製品の幅を広げるための改革を実施してきた。これを効果的に行うためには、持続可能な資金と投資を呼び込む必要がある。

現在、数か国がこの大陸自由貿易圏の下で貿易を行っており、南アフリカが2024年1月にそれらの活発なAfCFTA貿易国に加わった。現在、この自由貿易地域で取引されているのは、食品・飲料、消費財、工業製品、ヘルスケア製品などである。カメルーン、エジプト、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ルワンダ、タンザニア、チュニジアの8か国は、AfCFTAの「ガイドド・トレード・イニシアチブ」の下、アフリカにおける自由貿易に参加する機会を最初に与えられた国である。

議定書について

投資、競争政策、知的財産に関する議定書、そして最近では2024年2月に採択されたデジタル貿易に関する議定書など、投資を促進し、アフリカ連合（AU）加盟国間の政策や規制を調和させるために策定されたAfCFTA議定書の一部は既に採択されている。投資に関する議定書は、競争政策議定書と同時に2023年2月に発足し、いずれも社会経済変革の目標に焦点を当て、公益に対する一貫したアプローチをとることがその目的に含まれている。

投資議定書

アフリカ域内貿易における投資の促進と保護の両方を目的として策定されたこの議定書の意図は、アフリカが貿易と投資にとって望ましい目的地であると見なされるようにすることである。議定書は特に、工業化を促進し、貧困削減を支援し、民間部門の成長を後押しするイニシアチブを組み込んでいく。

この議定書は、汎アフリカ投資コードに見られるガイドライン、アフリカの地域経済共同体の様々な投資文書や法的枠組み、AU加盟国とその他の国との間の二国間投資条約に基づいている。また、国連貿易開発会議（UNCTAD）の「持続可能な開発のための投資政策枠組」の原則も取り入れており、持続可能な投資への焦点をさらに強調している。

包括性の重視

この議定書は、中小企業、地域社会、そして女性、障害者、青少年を含む社会的弱者の参加を奨励している。議定書には、投資に関係する人権（investment-related human rights）の概念の定義が盛り込まれており、そこには環境、健康、中核的労働権の保護が含まれている。議定書には、投資家がこれらの権利を保護し、環境保護、腐敗防止、マネーロンダリング防止、贈収賄防止、課税などに関する地域や国の法的枠組みを遵守する義務が盛り込まれている。

定義

議定書では投資の定義が変更され、ホスト国に設立された企業形態による投資のみが対象となる。これは、企業ベースの投資が、雇用創出、税収の増加、能力開発イニシアチブといった外国投資の利益をもたらす可能性が最も高いためである。また、定義を通じ、企業を通じて所有する資産のみが議定書の対象となることを明確にしている。実質的な事業活動（substantial business activities）についての定義もあり、議定書の保護の恩恵を受けるためには、投資家はホスト国において相当なレベルの事業活動を維持しなければならない。これは、投資家がアフリカ企業の市場アクセス強化に責任を持って行動することを保証するためである。議定書はまた、すべての締約国に対し、ビザや許可の円滑化など投資行政の合理化を約束するよう求めている。

議定書では、投資家が条約上の便益を享受するために企業の国籍を変更するプロセスである「トリートイ・ショッピング（条約漁り）」は強く禁じられており、議定書の対象となる取引を行うためには、ホスト国において相当額の持続可能な投資が必要であることを明確にしている。基本的に議定書は、議定書の下で投資家に与えられる権利と、ホスト国に対する投資家の義務のバランスをとることを目的としている。

除外事項

この議定書では、特定の税法や開発プログラムによる政府補助金の交付、公的・国営企業の債務再編、違法な資本や資産による投資など、特定の事項を対象から除外している。

カーブアウト

投資の保護と待遇の基準には、公益措置のためのカーブアウトも含まれている。これは、国家の権利よりも投資家の権利に重点を置いてきたこれまでの投資協定とは異なるもので、ホスト国が特定の公益や持続可能性の要件を規制する余地を認めるものである。

気候インセンティブ

議定書では、アフリカ大陸が直面する深刻な気候変動問題が取り上げられており、例えば、投資の持続可能性に関する規制や、低炭素プロジェクトへのインセンティブなどが含まれている。その他の規定には、投資家がホスト国の環境、ガバナンス、社会基準の低下に貢献しないことを保証する約束や、アフリカ諸国が公益に基づいて自国の気候変動課題を規制する権限を再確認することなどが含まれる。

汎アフリカ貿易投資庁

同議定書は、投資家の資金調達を支援し、技術・ビジネス支援を提供するため、汎アフリカ貿易投資庁（Pan-African Trade and Investment Agency）を設立した。当該貿易庁は、知識の共有と能力開発のためのプラットフォームでもある。

貿易金融

貿易金融は、自由貿易地域における国境を越えた投資を可能にする重要な手段である。投資議定書を通じた合理化された明確で透明性の高いルールとメカニズムの導入により、金融機関や開発金融機関は国境を越えた投資をよりシームレスに支援できるようになる。

開発金融機関は、市場参加者を支援するための融資や代替的金融商品の提供の拡大を通じて、アフリカの貿易金融の需要を満たしつつある。アフリカ輸出入銀行（アフレキシバンク）やアフリカ開発銀行（AfDB）などの銀行は、アフリカ域内貿易を促進するための金融ソリューションを提供してきた。例えば、アフレキシバンクは最近、アフリカ域内の貿易資金を2021年の200億米ドルから2026年までに400億米ドルに増やすと発表した。これはAfCFTA調整基金という形で、アフリカの自由貿易に参加する締約国や民間企業に対し、融資、技術支援、助成金、補償金を通じた支援を促進・提供するものである。

AfCFTAの発足以来、アフリカ域内貿易の資金調達に関するその他の重要な動きとしては、特に、通常よりも拒絶率の高い、十分なサービスを受けてい

ないグループや地域の取引を支援する取引保証制度、アフリカ域内の貿易・商取引の決済を一元化した決済システムである汎アフリカ決済システム、AfCFTAの新しい貿易環境に参加するアフリカ諸国と民間セクターを支援するために設けられたAfCFTA調整基金の基本基金などがある。

投資議定書は、世界最大の自由貿易圏となるアフリカ大陸において、資金調達と投資を促進するための明確なガイドラインと原則を提供するものである。AfCFTAの恩恵はまだ完全には実現されていないが、投資議定書はアフリカ大陸をグローバルな貿易基準と整合させ、アフリカが数十億ドル規模の貿易潜在力を実現するための道筋をつけるものである。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG / Sustainability

EU

欧州理事会、強制労働により生産された製品のEU域内での流通、EU域外への輸出を禁止する規則案を承認

3月13日、欧州理事会と欧州議会は、強制労働により生産された製品のEU域内での流通及びEU域外への輸出を禁止する規則案（以下、「規則」）の最終合意に達した。これは、1月22日に行われた欧州連合理事会と欧州議会の交渉、3月5日に欧州理事会と欧州議会が同規則について暫定合意に達したことを受けたものである。欧州委員会は当初、2022年9月14日に同規則を提案していた。

米国の既存の強制労働に関する制度EUの提案する取組との主な類似点と相違点、EUの新しい法律についてのタイムラインと次のステップ及び企業がサプライチェーン全体でどのように準備しコンプライアンスを確保すべきかについて、こちらのウェビナー（[Forced Labour: US and EU Updates - Zoom](#)）もご参照いただきたい。

適用範囲

暫定合意の条文は、企業または個人が、強制労働を用いることにより製造された製品（その部品を含む）をEU市場に流通させたり、EU市場から輸出したりすることを禁止することにより、世界中で行われている強制労働を対象としている。また、強制労働問題への関心が高まる中、同規則は、強制労働によって製造された製品のEU市場での流通に関する各国の法律、規制、行政規則の相違から生じるEU域内市場における競争の歪みを取り除くことも目的としている。

かかる禁止は製品の産業分野、原産地、国産または輸入かに関わらず適用され、また、製造、収穫、採取、製品に関連するあらゆる作業や加工を含む製品のサプライチェーンの各段階にも適用される。

今後の手続

暫定合意は、欧州議会の域内市場・消費者保護委員会（IMCO）と国際貿易委員会（INTA）の2つの委員会で2024年3月20日に承認された。立法手続を完了するため、承認された合意文は、今後欧州議会本会議に提出され、欧州議会による正式な採択が行われる。

欧州議会本会議で欧州議会議員により採択されれば、その後の欧州理事会でEU各国の閣僚による正式な承認が必要となる。承認されれば、立法手続は第一読会で終了し、立法案は官報に掲載され、掲載の翌日に発効される。理事

会で承認されなかった場合、理事会の見解は欧州議会に伝えられ、提案された規則は第二読会に付されることとなる。

同規則は2024年夏までに発効する予定であり、加盟国は、同規則の発効から適用開始まで最長36か月を有する。つまり、企業は2027年半ばから2028年にかけて、同規則の要求事項への遵守を開始する準備を行う必要がある。その間、企業は事業やバリューチェーンにおける強制労働のリスクに対処するため、強固かつ効果的なコンプライアンス手続の導入を開始するべきである。

[最初のページに戻る](#)

EU

企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令に基づくデューデリジェンス義務

EUにおいては、企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令（Corporate Sustainability Due Diligence Directive）（以下、「CS3D」）について、2023年12月に欧州連合理事会と欧州議会による暫定的合意がされ、常駐代表委員によるレビュー手続を経て、2024年4月24日に欧州議会により正式に承認された。CS3Dに関する最終法案は、2024年5月に予定される閣僚理事会の正式な採択を経て、発効することになる。CS3Dの検討状況や内容については、このCorporate & Tax Global Updateにおいても随時紹介してきたが、その正式採択・発効が現実的なものとなってきたため、改めてCS3Dに基づくデューデリジェンス義務の概要について、簡潔に紹介することとしたい。

CS3D 適用対象企業

CS3Dは、その適用対象企業の範囲を、EU域内で設立された企業かどうかで区別しており、移行期間を経て最終的には以下に該当する企業が適用対象となる。

EU 企業	非 EU 企業
Group 1 企業 直近事業年度において以下を満たす企業 <ul style="list-style-type: none">● 平均従業員数 1,000 名超● 全世界純売上高 450 百万ユーロ超	Group 1a 企業 直近事業年度の直前の事業年度において EU 内純売上高 450 百万ユーロ超の企業
Group 2 企業 直近事業年度において連結ベースで Group 1 企業の閾値を満たす企業グループの最終親会社（Group 1 企業を除く）	Group 2a 企業 直近事業年度において連結ベースで Group 1a 企業の閾値を満たす企業グループの最終親会社（Group 1a 企業を除く）
Group 3 企業 EU 内でフランチャイズ契約又はライセンス契約を締結している企	Group 3a 企業 EU 内でフランチャイズ契約又はライセンス契約を締結している企業

業（又はそれらを締結しているグループの最終親会社）であり、直近事業年度において以下を満たす場合

- 22.5 百万超のロイヤルティ
- 単体で、又は連結ベースで最終親会社として、80 百万ユーロ超の世界純売上高

（又はそれらを締結しているグループの最終親会社）であり、直近事業年度の直前の事業年度において以下を満たす場合

- 22.5 百万超のロイヤルティ
- 単体で、又は連結ベースで最終親会社として、80 百万ユーロ超の世界純売上高

悪影響の特定、予防、軽減及び解消

CS3D 適用対象企業は、デューデリジェンスの実施により、自己及びその子会社の事業活動並びにビジネスパートナーの一定の範囲の事業活動から生じ得る人権又は環境への悪影響（adverse impacts）を特定し、必要に応じて、その悪影響の予防、軽減又は解消を行い、また、その状況について適切な頻度でのモニタリングや検証を定量的及び定性的な指標を用いて行うことを求められる。

この悪影響は、CD3D が規定するデューデリジェンスの義務の範囲を理解する上で重要なコンセプトであり、大要、人権侵害や環境保護措置違反から生じる悪影響をいう。そのような悪影響には、奴隷、児童労働、労働搾取、環境悪化、汚染、生物多様性の損失などが含まれる。

悪影響は、CS3D 適用対象企業又はその子会社だけでなく、その「活動の連鎖」（chain of activities）においても生じ得る。この「活動の連鎖」は、ドイツのサプライチェーン法におけるサプライチェーンとほぼ同様の意味を有する。

悪影響を特定するため、CS3D 適用対象企業は、人権及び環境デューデリジェンスについて、そのポリシーやリスクマネジメントシステムに組み込み、定期的な見直しを行う必要がある。

現実の又は潜在的な悪影響が特定された場合、CS3D 適用対象企業は、そのような悪影響の分析及び優先順位付けをするための適切な措置を実施することを求められる。かかるリスク分析においては、悪影響が生じる可能性が最も高い又は最も重大な悪影響が生じ得る領域を特定するために、自社、子会社及び活動の連鎖をマッピングした上で、かかるマッピングの結果を踏まえた分析をリスクベースで詳細に行うことが求められる。そして、分析の結果特定された悪影響の全てを同時に予防、軽減又は解消することが困難な場合には、その発生の可能性や重大性を考慮して、対策の優先順位付けを行うことが求められる。

報告義務

CS3D 適用対象企業のうち、EU 企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive）（以下、「CSRD」）の報告義務を負う企業は、その義務を遵守することで、CS3D 上の報告義務を免除される。

CS3D 適用対象企業のうち CSRD の適用を受けない企業は、年次報告書を、その対象事業年度の末日から 1 年以内に、ウェブサイトに掲載しなければならない。その報告内容については、欧州委員会が 2027 年までに明確にする予定であり、現時点では明らかではないが、CSRD 上の報告義務に匹敵する包括的な報告義務となることが想定される。

苦情処理メカニズム

CS3D 適用対象企業は、悪影響の影響を受ける者やその利益を代弁する組織（NGO など）のための通報・苦情処理制度を設置・維持する必要がある。同等の制度の設置・維持はドイツのサプライチェーン法等においても義務付けられており、既に CS3D に対応可能な制度を有する CS3D 適用対象企業も一定数存在すると思われる。